

国民健康保険税概算計算シート

【令和6年度分】

※世帯軽減や課税限度額などが適用される場合がありますので、あくまで目安の計算となります。

被保険者	4月1日現在の年齢	収入	所得(※)	賦課対象所得額(所得-43万円)	40歳以上65歳未満の方の賦課対象所得額
1					
2					
3					
4					
5					
世帯の所得合計				(A)	(B)

(※)源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、申告書の「所得金額等の合計」等となります。
所得が43万円以下の方の賦課対象所得額は0円となります。

所得割	対象者	税率	計算式	算定額(100円未満切捨)
医療分	被保険者全員	6.2%	(A)の額×0.062＝	
支援金等分		2.6%	(A)の額×0.026＝	
介護分	40歳以上65歳未満の方	1.8%	(B)の額×0.018＝	
世帯の所得割額合計				(C)

均等割	対象者	人数	計算式	算定額
医療分	被保険者全員	人	35,000円×人数＝	
支援金等分			15,000円×人数＝	
介護分	40歳以上65歳未満の方	人	15,000円×人数＝	
世帯の均等割額合計				(D)

均等割の軽減・減免	対象者	割合	対象者数	計算式	算定額
医療分	18歳まで(※)	50%	人	35,000円×0.5×対象者数＝	
支援金等分				15,000円×0.5×対象者数＝	
世帯の均等割の軽減・減免額の合計					(F)

(※)18歳以後の最初の3月31日までの方、4月1日現在で18歳となっている方は対象となりません。
未就学児(小学校入学前)は国による軽減、小学生以上18歳までは市による減免となります。

国民健康保険税の年間課税額(4月分～3月分)	(C) + (D) - (F) =
-------------------------------	--------------------------

※上記の年間保険税を9期(7月～3月)で納付いただくことになります。

【所得基準に基づく均等割額の軽減制度】※所得割額は軽減されません。

保険税計算で、国保加入者数と所得金額により設定された基準以下の世帯には均等割額が軽減されます。
ただし、世帯の中に未申告の方がいると対象となりません。

世帯主とその世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等(合計額)	被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計が下記の算定額以下の世帯	軽減割合
	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円	7割軽減
	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+295,000円×被保険者数	5割軽減
	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+545,000円×被保険者数	2割軽減

※給与所得者等とは、給与所得者(専従者を除く)で収入が55万円超、または公的年金等の支給額が65歳未満で60万円超、65歳以上で110万円超の方をいいます。公的年金等に係る特別控除後は110万円を125万円に読み替えます。

※18歳までの軽減(減免)の対象となる方は、この軽減後の額から5割軽減(減免)となります。